

蒲郡市プレミアム付商品券事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、落ち込んでいる市内経済の活性化を図るため、令和元年度実施のプレミアム付商品券事業において販売残となった商品券を活用したプレミアム付商品券（以下「商品券」という。）事業を実施するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、市によって販売される第1号様式の文書をいう。
- (2) 購入対象者 蒲郡市内に住所を有する者をいう。
- (3) 引換券 市が発行する第2号様式の文書をいう。
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (5) 取扱店 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (6) 取次金融機関 取扱店から換金の申出のあった商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。
- (7) 共通券 すべての取扱店において利用できる商品券をいう。
- (8) 専用券 店舗面積1,000㎡以上（市内に複数の店舗を有する場合は、取扱店の合計面積）の事業所を除く取扱店において利用できる商品券をいう。

(商品券の販売等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、購入対象者に商品券を販売する。

- 2 購入対象者1人につき、共通券1冊及び専用券1冊合計1万円分の商品券を5千円で販売する。
- 3 商品券は、1冊10枚つづりとする。
- 4 商品券の1枚当たりの額面は、500円とする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、取扱店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、令和2年9月15日から令和3年1月31日までの間とする。

3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、取扱店からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。

4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産及び株式、先物、宝くじ等の金融商品

(2) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第36条第1項に規定するたばこの小売販売

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条に規定する営業において提供される役務

(5) 国及び地方公共団体への支払又は各種公共料金等の支払

(6) 取扱店が使用を不可とした商品

(引換券の申込)

第5条 購入対象者のうち、引換券の交付を希望する者は、蒲郡市プレミアム付商品券・食事券「引換券」申込書(第3号様式)により市ホームページの専用フォームから申請又は次に掲げる住所への郵送により若しくは蒲郡市観光商工課シティセールス推進室の窓口において申請を行う。

住所 郵便番号443-8601 蒲郡市旭町17番1号

蒲郡市観光商工課シティセールス推進室

2 前項による申込期限は、令和2年8月11日とする。

(引換券の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申込書を受領したときは、内容を確

認の上、申込者が多数のときは抽選を行い、当選者に対し引換券を交付する。

(商品券の販売)

第7条 引換券の交付を受けた購入対象者は、市が別に指定した場所において当該購入対象者に交付された引換券を提示することにより、商品券を購入することができる。

2 商品券の販売期間は、令和2年9月15日から同月21日までの間とし、詳細な販売日時については、市が別に定める。

(取扱店の登録等)

第8条 市は、別に作成する募集要項を公示して取扱店を募集し、応募した事業者を登録の上、当該取扱店に蒲郡市プレミアム付商品券取扱店証明書(第4号様式)を交付する。

(取扱店の責務)

第9条 取扱店は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、市と適切な連携体制を構築することその他の前条の募集要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 市は、取扱店が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

第10条 市は、取扱店との間における特定取引において商品券が使用された場合は、当該取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱店は、別に市が定める取次金融機関に、第8条の規定により交付を受けた取扱店証明書を提示し、蒲郡市プレミアム付商品券取扱店換金請求書(第5号様式)とともに令和3年1月31日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、取扱店の預金口座への振替の方法による。口座振替は、令和2年10月1日から令和3年2月26日までの間とし、毎月2回、別に市が指定する日に行う。

4 取扱店は、取次金融機関に対し、別に市が指定する日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(商品券に関する周知等)

第11条 市長は、商品券事業の実施に当たり、購入対象者の要件、引換申込の方

法、引換申込受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(引換が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が周知を行ったにもかかわらず、引換申込者から第7条第2項の販売期間中に引換が行われなかった場合、購入対象者が商品券の購入を辞退したものとみなす。

(雑則)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。